# (第2面) 申出に対する協議事項及び協議の方針

### 敷地特性等に関する事項

# 敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など 〔接する道路の状況(道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など)〕

・計画地は全周が道路に接しています。北側は尾上町通り(幅員27m)、東側はみなと大通り(幅員24m)、南側は歩行者専用道路、西側は幅員13mの道路に接しています。いずれの道路も歩道が整備されています。

### 〔計画地内及び近接する歴史的な建造物の有無〕

・既存旧横浜市庁舎の一部を残した計画としています。

# 〔近接する景観的特徴のある施設(河川、港、橋、古木、公園、マリンタワー、商店街等)〕

・計画地の南側にJR関内駅が、東側に横浜公園があります。

#### [眺望の視点場からの望見の可否]

・計画地は、大さん橋と山手イタリア山庭園における視 点場から望める位置にあります。

### [敷地内及び隣地との高低差]

・計画地内で約1mの高低差がありますが、周辺道路との間に高低差はありません。

# 市の考え方

当該敷地は、「関内駅前特定地区」に位置しており、「開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する」ことが求められます。

また、計画地は「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に位置づけられている道路に全周が面しています。計画地内にも「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」の位置付けがあり、低層部のしつらえを工夫し、賑わいを創出することが求められます。

さらに、計画地は「ゆとりある交差点の創出」が求められる尾上町一丁目交差点に面しており、ゆとりある空間を 創出し、低層部や外構をデザインすることが求められます。

### 計画趣旨に関する事項

行為指針 申 (番号)	は者の考え方 協議事項及び協議の方針
( ) ( ) ( )	申出書(別添)第3面に 申出者の考え方は、行為指針に沿っていますので、協議事項及び協議の方針は特にありません。